

SHIP SECURITY ADVISORY No. 06-26J

To: Owners/Operators, Masters, Company Security Officers, Recognized Security Organizations

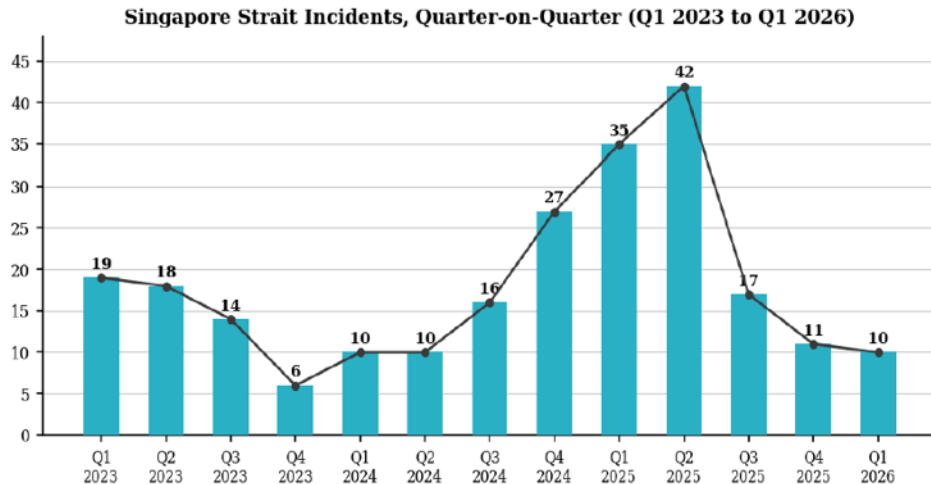
SUBJECT: THREATS TO SHIPPING IN SOUTHEAST ASIA

Date: 10 July 2026

(SSA No.06-25は絶版となります。本SSAは東南アジア地域における海上保安リスク評価のアップデートとなります)

1.0 最近の事案

1.1 IFC SingaporeおよびReCAAP ISCによると、2026年第1四半期にシンガポール海峡で発生した海上保安事案は10件であり、いずれも船舶に対する武装強盗事案であった。これは2025年第1四半期の35件と比べて71%減少しており、2025年7月および8月にインドネシア当局が複数の容疑者を逮捕して以降、発生件数の減少傾向が続いていることを示している。事案の詳細は、[IFC Singapore](#)および[ReCAAP ISC](#)のウェブサイト参照。



出典: IFC Singapore ([月次報告書](#))

本船舶保安通知は、毎年弊局によって審査され、特段の記載が無い限り、また置き換え、取り消しが無い限り、発行・更新から1年後に失効します。

SSA No. 06-26J

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

- 1.2 シンガポール海峡においては、フィリッパ水道が2022年第4四半期以来、海上強盗事案の主要発生海域となっており、全事案件数の大半を占めている。また、TSS東航レーンも要注意海域であり、特にタグ・バージ輸送が頻繁に犯行対象となっている。IFCは、北東モンスーンの終息および法執行当局による継続的な取締りを踏まえ、2026年を通じて事案発生件数は低水準で推移すると見込んでいるが、フィリッパ水道については引き続き十分な警戒を維持する必要があると評価している。
- 1.3 船種別では、ばら積み貨物船およびタンカーが引き続き主な標的となっており、次いでタグ・バージ船が狙われている。2026年においては、これまでのところシンガポール海峡でコンテナ船が標的となった事例は報告されていない。また、犯行者は、小型船から容易に接舷・乗り込みが可能な、7~12ノット程度で航行する低速船および乾舷高8メートル未満の船舶を選好する傾向が続いている。
- 1.4 事案の大部分は依然として機会犯罪的かつ軽微なものであり、4~8名程度の犯行グループが機関予備品、スクラップ金属、船用品などを狙って乗船し、発見されると直ちに逃走する傾向が続いている。2026年第1四半期にシンガポール海峡で発生した10件のうち、ReCAAP基準でカテゴリー2（中程度の重大事案）に分類されたものは1件のみで、残りはいずれも軽微な窃盗または窃盗未遂であった。2026年5月13日にはフィリッパ水道でナイフを所持した犯行者がばら積み貨物船に乗り込む事案が発生したが、警報発報後に逃走し、乗組員の負傷および盗難被害は報告されていない。

2.0 リスク緩和措置

- 2.1 弊局は、シンガポール海峡を航行するすべての船舶に対し、IFC Singaporeの助言に基づき、以下の基本的な防犯・保安措置を実施するよう求める。
- .1 船尾周辺へ接近する、または船尾近傍にいる不審な小型船舶に重点を置き、高所配置による全周警戒監視を維持すること。
 - .2 居住区周辺の外部甲板照明ならびに船尾甲板の後方照明を点灯し、船尾周辺の監視を強化すること。
 - .3 不審な小型船舶を確認した際には、直ちに船内警報を発報し、乗組員に警戒を促すこと。
 - .4 犯行者への直接的な対応や対抗行動は避け、乗組員の安全を最優先に行動すること。あわせて、事案発生時には現地関係当局および IFC Singapore へ速やかに報告すること。
- 2.2 IFC Singaporeは、犯行者の行動様式や手口に関する海運業界の認識向上ならびに捜査当局による調査の支援を目的として、写真や映像等の記録を提供するよう船舶に推奨している。

3.0 IFC Singaporeの関連資料およびガイダンス

3.1 弊局は、シンガポール海峡を航行するすべての船舶に対し、IFC Singaporeの助言に基づき、以下の基本的な防犯・保安措置を実施するよう求める。

- .1 Voluntary Community Reporting (VCR) 制度の概要を示した[ブリッジカード](#)
- .2 [船舶において推奨される保安措置](#)
- .3 週次、月次、半期および年次の[事案報告書](#)
- .4 当該地域における事案の発生状況を視覚的に把握するための[インフォグラフィック](#)

4.0 報告要領および連絡先

- 4.1 弊船籍船の運航者は、すべての保安事案および不審な活動について、Marine Notice (MN) [2-011-39](#)の第12.5項に基づき、弊局へ報告すること。
- 4.2 地域ごとの報告先機関 (Regional Reporting Centers) の連絡先については、「Global Maritime Security Contacts ([MARSEC-210](#))」を参照。

5.0 参照

- 5.1 MN [2-011-39](#)
- 5.2 ReCAAP ガイダンス:「[アジアにおける海賊行為および船舶に対する武装強盗対策のための地域ガイド 2](#)」
- 5.3 Best Management Practices for Maritime Security ([BMP-MS](#)) (2025 年 3 月 31 日発行) : BMP5、BMP West Africa および Global Counter Piracy Guidance を統合・更新したガイダンス。
- 5.4 Maritime Industry Security Threat Overview ([MISTO](#)) : 海事産業に対するセキュリティ脅威の概況 (2025 年 11 月 26 日更新)